

平成18年2月28日(火曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	助役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	監査委員
清野健	農業委員会事務局長		監査委員

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第1号

第1回定例会

平成18年2月28日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第114回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 第5次寒河江市振興計画基本計画及び実施計画(平成18年度~平成20年度)について
- ” 5 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 6 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 7 議第 1号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 8 議案説明
- ” 9 委員会付託
- ” 10 質疑、討論、採決
- ” 11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))
- ” 12 議第 3号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 13 議案説明
- ” 14 委員会付託
- ” 15 質疑、討論、採決
- ” 16 議第 2号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
- ” 17 議第 4号 平成18年度寒河江市一般会計予算
- ” 18 議第 5号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 19 議第 6号 平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 20 議第 7号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 21 議第 8号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 22 議第 9号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 23 議第10号 平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 24 議第11号 平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 25 議第12号 平成18年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 26 議第13号 平成18年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 27 議第14号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

- " 28 議第15号 寒河江市課制条例の全部改正について
 - 日程第29 議第16号 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
 - " 30 議第17号 寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
 - " 31 議第18号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
 - " 32 議第19号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
 - " 33 議第20号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - " 34 議第21号 寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
 - " 35 議第22号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
 - " 36 議第23号 寒河江市特別会計条例の一部改正について
 - " 37 議第24号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
 - " 38 議第25号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
 - " 39 議第26号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
 - " 40 議第27号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 41 議第28号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
 - " 42 議第29号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 43 議第30号 寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止について
 - " 44 議第31号 寒河江市農村公園に関する条例の一部改正について
 - " 45 議第32号 寒河江都市計画事業寒河江駅前土地地区画整理事業施行条例の廃止について
 - " 46 議第33号 寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について
 - " 47 議第34号 寒河江市国民保護協議会条例の制定について
 - " 48 議第35号 寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正について
 - " 49 議第36号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
 - " 50 議第37号 財産の交換について
 - " 51 議第38号 字の区域及び名称の変更について
 - " 52 議第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - " 53 陳情第2号 「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出に関する陳情
 - " 54 施政方針説明
 - " 55 議案説明
- 散 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。ただいまから平成18年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、11番柏倉信一議員、12番高橋勝文議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成18年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月23日午前9時30分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、陳情並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から3月15日までの16日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

なお、先例集を改正し、3月定例会に限り即日採決できることになりました補正予算案であります。協議の結果、承認第1号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）の専決処分、議第3号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の2案件にすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの16日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成18年2月28日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
2月28日（火）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、報告、固定資産評価審 査委員会委員選任議案上程、 同説明、委員会付託、質疑・ 討論・採決、議案上程、同説 明、委員会付託、質疑・討論 ・採決、議案・陳情上程、施 政方針説明、議案説明	議 場
3月1日（水）	休 会			
3月2日（木）	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場

	本会議終了後	予算特別委員会	付託案件審査	議場
3月3日(金)		休	会	
3月4日(土)		休	会	
3月5日(日)		休	会	
3月6日(月)	午前9時30分	本会議	一般質問	議場
3月7日(火)	午前9時30分	本会議	一般質問	議場
3月8日(水)	午前9時30分	本会議	一般質問	議場
3月9日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月10日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月11日(土)		休	会	
3月12日(日)		休	会	
3月13日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月14日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議場
3月15日(水)	午前9時30分	本会議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議場

諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 第114回山形県市議会議長会定期総会の報告について

(3) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会の行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行 政 報 告

○新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 第5次寒河江市振興計画基本計画及び実施計画(平成18年度～平成20年度)について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 第5次寒河江市振興計画基本計画及び実施計画(平成18年度～平成20年度)について御説明申し上げます。

第5次寒河江市振興計画は、平成18年度から平成27年度までのまちづくりの指針となるもので、基本計画は基本構想をもとに体系的に計画の方向と施策を示すものであります。

また、実施計画については毎年3カ年のローリング方式で策定しており、具体的な事業等を示しております。計画の内容につきましては、去る2月21日の全員協議会においてご協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 たいまの行政報告について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 報告第1号及び報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

両案件とも市有自動車の交通事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げるものであります。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 たいまの報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第7、議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第8、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち森谷富芳委員が本年3月27日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものであります。御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第10、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第11、承認第1号及び日程第12、議第3号についてを議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第13、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、承認第1号平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

大雪による除排雪経費の追加を内容とする平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)について、議会を招集するいとまがなく、急を要したので、専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第3号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道高資本費対策借換債の許可額の減による市債の減額等を行うものであります。その結果、9,022万8千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ25億6,422万7千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、下水道高資本費対策借換債の許可額の減などにより、公債費を9,022万8千円減額するものであります。これらの歳出予算に対する歳入については、市債8,610万円を減額するなどして対応することとしました。

第2表の地方債補正については、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

以上、2案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第14、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号及び議第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号及び議第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第15、これより質疑、討論、採決に入ります。承認第1号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今年の大雪で市民生活、県内、全国的に大変な事態になりましたこと本当に大変だったと思われます。寒河江市にも市長自ら専決処分1月4日になされて、除雪その他公共施設並びに大いに除雪、市民生活を守るために一生懸命やったことに佐藤良一心から感謝申し上げたいと思っております。

ただ、これからまだ市役所の駐車場はじめ農道の除雪、あと雪捨て場の3カ所の雪の後始末が残っております。その辺に対してこれから、まだ年度末でありますけど、どのように取り組んでいけるのかどうかであります。このたびの大雪に対して、雪国でありますけど、大変な経験をしたと思われまして、これから市政に対して冬の対策をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 記録的な大雪だったわけでございますので、市民挙げてこの対策につきましては御苦労なされたと思っております。

それにつきましても、町内会あるいは地域の皆さん方が道路の除排雪等到大変な御苦労をくだしまして、行政と一体となって尽力されたことに対しまして厚く御礼申し上げたいと、このように思っております。これから雪の降らないことを願っておるわけでございますけれども、何にしましてもこの大雪でございますので、その後遺症といえますか、これからの対策というものが重要なことだと思っております。農産物に対する影響、あるいは凍上災等々がどのような状況になるかというようなことについてのこれから十分調査をして対処していかなくちゃならないと、このように思っております。

今年記録的な大雪を、やっぱり来年以降どのような雪になるか、これは予想できませんけれども、十分反省をし、また総括をしながら次に対策を考えてまいりたいと、このように思っております。当面はやっぱり雪が消えたときの対策等につきまして、十分な調査なり、あるいは検討なり、あるいは対策を講じてまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 本年の3月までは補正予算専決処分に対応しますが、雪消えた後また大いに果樹の地帯の枝折れやら雪の後始末、3カ所の雪捨て場、また市役所の駐車場、文化センター初めいろいろあるわけであります。また、農道の除雪の問題も残っております。その辺の取り組み方もお聞きしたいと思います。

あと、もう一つ、市立病院のことになりますけど、市立病院の屋根の雪おろしは行われたのかどうかであります。やはり市立病院の建物でありますけど、文化センター、体育館などは雪おろししておりますけど、その辺のことも考えながらいかなきゃならないような感じいたします。

この大雪の中で一番大きいのは、やはり地震の災害があったときが一番大変じゃないかなと思います。そういうこともありますし、消防関係の消防団初め雪おろしをやっていたわけですが、その辺の配慮も十分これから考えていかなきゃならないような考えいたします。手当の方も当然考えなきゃならないんじゃないかなと私なりに思うんですけど、その辺の考えありましたら、市長、よろしく願います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今申しあげましたように、これから対応しなくちゃならないようなことに十分注意してまいりた

いと、このように思っておりますし、農道の除雪等につきましては、これまでやったことのないものをJA等々と協力してやったところがございますが、非常に雪が深く、山間地の農園には入られないというようなことも考慮して、そのような措置をしたところがございます。

あと、地震等々のそういう災害が大雪と重なるというようなことがないように、このように願っておったわけでございますが、今回はそういうこともなく過ぎたわけでございますので、いわゆる複合災害等々につきましてはの対応というようなものも頭に入れてこれから望まなくちゃならないと、このように思っております。

市立病院の雪おろし等については、担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

病院の敷地の中にはいろいろな建物がございます。その中で比較的雪に弱いといいますが、カルテ庫とか、それから看護寮、医師官舎とか、車庫とかについては雪おろしを行っております。

ただ、病院の本体につきましては設計業者と打ち合わせをいたしまして、150センチまでには耐えられると、少なくとも、というようなことだったわけでございますので、常時積雪量を観察しながらこれまでできたわけでございますが、その基準には達しなかったというようなことで判断をいたしまして、本体につきましては雪おろしは今回はしなかったわけでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。庶務課長。

○那須義行庶務課長 市役所の駐車場の排雪について御質問がありましたが、現在はあのような形で安全上のために周りにテープを張りながら、子供たちが出入りしないような対策をとりながら、今年については市内の先ほど市長からお話がありましたように、いわゆる山間地の農道等が非常にまだ雪が残っておりますので、そちらの方にどんどん人手といいますが、機械力が入りますので、最後まで市役所の駐車場についてはそのままの状態、雪が解けるような形で今年は過ごしたいというような形で考えているところであります。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○新宮征一議長 日程第16、議第2号から日程第53、陳情第2号までの38案件を一括議題といたします。

施政方針説明

○新宮征一議長 日程第54、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 本日、平成18年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成18年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今日における本市を取り巻く状況は、経済の低成長、少子高齢社会の進行、情報化の進展など、社会経済情勢が大きく変化し、より一層効率的で生産性の高い行財政運営が求められております。さらに、地方分権の時代において、財政的にも制度的にも国や県に依存する体制から脱却する必要があると考えているところであります。

こうした今日の行財政課題を克服するため、今より以上に、実効性と確実性、さらには時代の変化に対応する柔軟性をもって時代を切り開いていく覚悟であり、本市が将来においても、より美しく、より豊かに、より元気にあるために、気品漂う美しい都市の創造を目指してまいりたいと考えているところであります。

いよいよ本年度は、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」を将来の都市像とした第5次振興計画がスタートする年であります。

第5次振興計画は、他に類のない寒河江ならではの計画であると思っております。寒河江市民として誇りと自信に満ちた都市づくりの目指すものは、私たち市民がこれまで築いてきた、そしてこれからも築いていく歴史、文化であり、寒河江市民が一緒になって織り上げる寒河江市の姿であろうと考えております。

そのため、第5次振興計画は、第4次振興計画を継承、発展しつつ、その上に立って、各地域の歴史や文化に学び、愛郷心の醸成と市の発展につながる地域力の増進、今後のまちづくりの要素となるグラウンドワークやボランティア活動の推進と協働社会の構築や21世紀を背負って立つ人材育成を図るという基本理念のもと策定したところであります。

寒河江らしさとは、ここで生まれ、刻まれてきた歴史であり文化であり、それこそ私たち固有の財産と考えております。

第5次振興計画を確実に実施するために、今日の現状から大胆な行財政改革を進める必要があることから、行財政改革大綱とその実施計画を策定してまいりました。これまでの行財政改革とは異なり、具体策をより鮮明にした改革内容や実施時期を示し、その工程をわかりやすいものとしております。加えて、改革項目の数値目標となる財政効果の算出と5年間の中期的財政見通しを策定したものであります。

行財政改革については、議会においても真摯に検討いただき、昨年4月には提言書を、11月には要望書が提出され、議会の改革についても数値目標を示すことができたところであります。このことにより、市と議会が一体となって行財政改革に取り組む姿勢が示されました。

本年度は、行財政改革が具体的にスタートする年であり、「行財政改革の断行元年」と位置づけ、改革を敏捷かつ大胆に実行してまいります。効率的で生産性の高い行財政基盤の確立を図るため、庁内の組織を見直し、26課等から19課等に再編し、係を82係から52係に統合してまいるほか、定員の適正化計画に基づいて職員の削減を実施してまいります。また、職員の給与についても、新たな給与体系を導入し、経費の削減を図ってまいります。さらに、経常的な経費の節減と事務事業の見直しを実施するほか、市民と行政の協働による行財政運営を推進するため、指定管理者制度の導入や民間委託の推進に取り組んでまいります。

市税や地方交付税の減少傾向が続く一方で社会保障費の増大が見込まれ、財政状況はさらに厳しさを増す中に

において、市民サービスの維持向上を図るとともに、単に削減するだけでなく未来への投資を行うため確実に行財政改革を実施してまいります。

さて、昨年度は、百年の大計として駅舎、踏切を移転しての大事業であった駅前中心市街地整備事業が完成し、新しい寒河江の顔である景観に配慮した美しい街並みがにぎわいを創出しております。駅周辺施設や南北を一つに結ぶ都市軸の完成は、JRや路線バス等の交通網と密接に連結され、新たな人と車の流れを生み出しております。みこし公園は、東北一の神輿の祭典のメイン会場として、またみどり公園やせせらぎ公園は市街地を流れる沼川の親水公園として、本市の21世紀の発展の象徴となっています。

長期ビジョンに立った施策は、将来のより繁栄する本市のあるべき姿を見据え、常に時代の流れを予測し、先取りし実行していくものと考えております。事業については短期間で完成するものもありますし、駅前中心市街地整備事業のように10年かかる大事業もあり、その実施に当たっては、寒河江市民の願いを実現すべく、広い視野に立って判断していく必要があると考えております。

国営寒河江川下流農業水利事業においても、10年かかりましたが、計画期間内に終えたのは、全国的に見てほとんどまれであると聞いております。本市の花・緑・せせらぎにふさわしい事業を取り入れて完成したことは、農業関係のみならず、うるおいある美しいまちづくりを推進してきた全市民の力の結集であると思っております。

昨年は国勢調査の年でもありました。山形県及び県内のほとんどの市町村において人口が減少した中、前回調査の平成12年より人口が増加したのは4市1町のみであり、本市の人口は246人増の4万3,625人となりました。

これは、みずき団地170区画が短期間のうちに完売したという一例が示すように、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市を築くため、市民の皆さんの努力が本市の良さというものを市内外に発信したことが、人口増加につながったものと思っております。

第5次振興計画を具現化していくためにも、これまでの効果的な事業やイベントを実施しながら、これまで以上に、交流人口の定着化を図り、魅力ある活気にあふれたまちづくりに努め、さらなる産業の振興、いきいきと健康で安心できる地域社会づくりを推進してまいります。

次に、諸般の事業の具現化に向けた平成18年度の予算について申し上げます。

これまで、国と地方の税財政改革として進められてきた「三位一体の改革」は、多くの議論を経て、昨年11月に一応の決着を見ることとなり、平成18年度はその最終年度に当たります。しかし、改革の内容は、ねらいとしていた地方分権の理念にはほど遠く、また地方交付税の削減など、地方に不満の残るものとなりました。

本市においても、所得譲与税は増額なるものの、児童手当や児童扶養手当の国庫負担金が削減され、地方交付税とその振りかえに当たる臨時財政対策債も減額となります。また、市税の大きな伸びが期待できない上に、さらに社会保障関係の経費や公債費が増加し、より一層厳しい行財政運営が見込まれます。このような中、平成18年度予算においては、指定管理者制度の導入や組織の見直し、定員・給与の適正化など、行財政改革の推進による財政効果を見込んだものとしたところであります。

しかしながら、こうした状況下においても事業実施に当たりましては、市民の願いに応え、また時代の要請に即応すべく、重点的に取り組むことといたしました。新たに地域包括支援センターを設置し、高齢者への介護予防サービス等を一体的に提供するとともに、児童手当の対象年齢拡大や放課後児童対策事業、乳幼児予防接種の広域化などにも対応することにしております。また、地域活動の核となる公民館整備に対する支援や木の下土地区画整理事業、都市計画道路下釜山岸線整備事業など街並みの整備にも取り組み、さらに例年好評を博し、市民の元気の源となっている「花咲かフェアINさがえ」についても、引き続き、第4回目として実施することといたしました。

その結果、一般会計予算は136億7,000万円、前年度比3.9パーセントの増となり、特別会計、企業会計を加え

た総額は313億3,211万8千円、前年度比0.7パーセントの増となったものであります。

続きまして、第5次振興計画の施策の大綱ごとに、主な施策について御説明申し上げます。

はじめに、「景観と歴史・文化の融合を図り、品格ある社会をめざす」について申し上げます。

本市の有する美しい自然景観は、悠久の歴史や地域特有の文化、人々の生活や経済活動との融合によって、豊かな地域を形成しております。これを、市民共通の財産として、将来にわたりその恩恵を享受できるよう整備、保全に努めてまいります。そのため、本市のシンボルイベントである「花咲かフェアINさがえ」は、花と緑に囲まれたうるおいある暮らしの実現に向けた、市民参加の手づくりによるイベントとして、昨年は県内外から約25万3,000人も多くの入場者を迎え、寒河江の美しい景観と市民の温かいおもてなしの心を全国に向け発信することができました。引き続き、第4回目のフェアを開催し、さらなる緑化意識の高揚と定着を図ってまいります。また、花と緑の香りただようまちづくりを推進していくため、「二の堰親水公園」等の水辺空間や「寒河江十景」等の素晴しさ、大切さを認識しながら、自然景観や原風景の保全に対する意識高揚を図るとともに、地域の活性化に努めてまいります。また、まちづくり交付金事業により、上町・六供町沿線や中心市街地にある既存の歴史・文化等資源を有効に活用しながら、そこで暮らす人々とともに美しい街並み景観の形成に努めてまいります。

市民が質の高い優れた芸術文化に触れることは、市民の生活にゆとりとうるおいを与え、新たな文化を生み出す力になります。子どもの感性を豊かにする幼児演劇教室や民謡公演など、様々な優れた芸術文化を鑑賞できる機会の拡大に努めてまいります。また、市民一人一人の文化的活動を積極的に推進するため、総合文化祭をはじめとする、芸術文化活動の発表の場を支援するとともに、市内の音楽団体が一堂に会する社会人音楽祭など、市民が創造し参加する芸術文化活動を支援してまいります。

文化の薫りとゆとりのある豊かな暮らしを実現していくため、何よりもその基盤となる文化財の保護や地域の歴史の研究、解明に努める必要があります。文化財保護事業については、昨年度に引き続き、県指定有形文化財である平塩熊野神社の「木造伝十王坐像」修理事業など、国・県や市指定の文化財を中心に保護育成を進めてまいります。また、市史編さん事業については、地域の歴史資料の掘り起こしに努めながら、地域史の研究を推進し、寒河江市史本編下巻「近代編」の発刊事業を進めてまいります。

第2に、「夢はずみ、希望に満ちた都市をめざす」について申し上げます。

本市の豊かな自然環境を大切にしながら有効な土地利用の推進に努め、快適な生活環境と美しい景観の保全を推進するため、田園や里山等の環境と市街地との調和ある土地利用を図ってまいります。また、水環境の保全については、公共用水域の水質保全に努め、快適な環境づくりを推進し、より豊かな住みよいまちづくりを進めてまいります。

高速交通施設の整備や中心市街地の一新により、交通量の増加への対応とともに、人・物の交流を促進し、国道112号をはじめとする幹線道路等の整備やより豊かな暮らしのために必要となる生活道路等、人と環境に配慮した安全な地域交通体系づくりを進めていきます。さらに、活力あるまちづくりのため、快適な生活環境の整備と低廉で優良な住宅地を提供し、定住人口の増加を図ってまいります。

最上川寒河江緑地は、皿沼地内にある最上川河川敷を利用して、たくさんの人々が多目的に集う緑地となるよう、多目的水面広場やグラウンド、芝生広場などを整備しており、本年度は、多目的水面広場の護岸工と遮水工を継続して実施してまいります。今後、チェリークア・パークと一体となった最上川沿岸スポーツ・レクリエーション基地の構築に努め、カヌーやボートなどの水上スポーツ基地としてだけでなく、新たな観光資源としても活用してまいります。

市街地を流れる沼川については、駅前中心市街地整備により、みどり公園・せせらぎ公園が完成し、親水の場

としてうおいとやすらぎを与えております。さらに、沼川下流部については、昨年に引き続き、県施行の「沼川ふるさとの川整備事業」により整備が進められており、今後とも県と連携を取り、早期完成を目指してまいります。

水道は、市民の文化的生活の確保をはじめ社会活動、生産活動を営む上にも必要不可欠なライフラインであり、常に安全で安定した水道水の供給が求められています。本年度は、第4次拡張事業の一環である長岡山第2配水池の完成に伴い、その周辺の配水管網整備を行うとともに、水道管の耐震化や老朽管更新工事など施設整備の強化に積極的に取り組むなど、さらには水道施設の適切な維持管理に努め、引き続き、安全で良質な水道水の安定供給を確保し、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道整備につきましては、本年度は柴橋地区の汚水幹線管渠及び面的整備をはじめ、宝、西根下河原地区等の面的整備を行ってまいります。処理場については、施設の円滑な機能維持を図っていくために、昨年度に引き続き、中央監視制御設備更新工事を行っていくほか、本年度から新たに、消毒設備、処理水再利用設備更新工事等を計画的に進めてまいります。また、引き続き浄化槽の普及促進や主要排水路の堆積物処理を実施し、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の軽減に努めるとともに、主要河川の水質分析を行い、良好な水環境づくりを推進してまいります。

道路網の整備につきましては、高速交通施設の整備や中心市街地が一新され、今後さらに、人的・物的な交流を促進していく必要があります。現在、チェリークア・パークの寒河江サービスエリアにおいて、ETC専用のスマートインターチェンジ社会実験が引き続き行われており、本市をはじめ朝日町や大江町など、周辺地域の産業や観光などの活性化に大きく寄与しております。また、急病人を搬送する救急車の利用も増加しており、命を守るインターチェンジとして、地域での必要性が増しております。このように、広域観光や産業の活性化、企業誘致の促進、周辺住民の利便性の向上など、地域の活性化への多大なる効果が見られることから、スマートインターチェンジの本格的導入に向けて要望してまいります。

都市計画道路の整備については、安全で快適な幹線道路網のネットワーク形成を図るとともに、活力を生む交流拠点づくりや市民生活の基盤となるものであります。そのため、県施行の都市計画道路柴橋日田線整備事業により、本町・六供町地内については、今年度に六供町公民館から法務局までの道路改良と賀原屋旅館から八幡原跨線橋十字路までの区間の用地買収・補償を予定しており、引き続き、早期完成に向けて事業促進を図ってまいります。また、沿線住民、商店会の方々に組織するまちづくり協議会においては、調和のとれた街並みを創出し、沿線商店街の活性化を図るために、「上町・六供町通りまちづくり協定」を締結し、現在、具体的な街並み整備についてワークショップを進めており、住民参画によるまちづくりを推進してまいります。都市計画道路下釜山岸線は、中心市街地の活性化と円滑なアクセスを図る重要な路線であり、今年度は、用地および物件調査に取り組んでまいります。

周辺市町村や隣接各県との連携強化を図る上で、国・県道と市道は密接な関わりを持つものであります。また、地域の振興と発展にも大きく寄与し、広範多岐にわたって住民生活を支える重要な機能を有するものとなっております。そのため、今後とも都市間道路網の整備促進に向け、関係機関に対し働きかけを推進してまいります。

国道112号寒河江バイパスにつきましては、長崎大橋付近から主要地方道天童大江線までの区間が4車線化され、市内を通過する主要幹線道路として、機能充実が図られたところであります。長崎大橋の4車線化につきましても昨年より着工され、さらなる機能充実のため、引き続き早期完成を要望してまいります。

県道田代白岩線については、田代地内の未改良区間整備について早期完成の要望を行うほか、主要地方道寒河江村山線三泉地内の改良事業及び寒河江西川線洲崎地内の歩道設置工事についても、早期に完成されるよう要望してまいります。また、市立病院前の市道仲田内の袋線（都市計画道路山西米沢線）については、県道中山三郷

寒河江線として整備されるよう要望してまいります。

市民生活に密接に係わる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設等の整備について、緊急性などを勘案しながら進めてまいります。降雪期間における歩行者の安全と交通の確保については、これまでも万全の体制で臨んでおりますが、このたびの記録的な豪雪により一斉除雪の回数も例年のない数の実施となりました。また、排雪作業等には、地域の方々からも御協力をいただき、住民との共同作業により対処したところであります。今後は、この経験を生かし地域との連携を図りながら、利用者の安全と円滑な交通確保に努めてまいります。

木の下土地区画整理事業は、本市の東側既成市街地と一体となった地域として、都市計画道路落衣島線並びに下釜山岸線の整備とともに面的整備を行うものであり、既成市街地のみならず本市のまちづくりの一環としても重要な事業であります。「ほなみ団地」の愛称のもと、本年度については、物件移転補償、道路築造、宅地整地を実施し、保留地を処分していく予定となっており、事業の円滑な推進に向け、土地区画整理組合に対し全面的に支援してまいりたいと考えております。また、まちづくり交付金事業は、歴史・文化等既存のストックを有効に活用するとともに、木の下地区も含めた新たな居住空間を確保することで中心市街地の活性化を図るものであり、本年度は、木の下土地区画整理事業関連等の道路築造・改良工事などに取り組んでまいります。さらに、良質な住宅の建設と普及を図るため実施している住宅フェアが本年度で20周年を迎えるため、節目となる記念的なフェアとして開催し、雪や地震等に強い、快適な住宅、エコ住宅建築等の情報を提供するとともに、優良な木造建築後継者の育成を図ってまいります。

第3に、「活力に満ちた産業の創造」について申し上げます。

競争力に強い農業経営基盤の確立について申し上げます。

本市においては、国の新たな「食糧、農業、農村基本計画」に基づく経営所得安定対策による集落営農システムの構築及び、「米政策改革大綱」に基づく、寒河江市水田農業ビジョンによる稲作と収益確保を目的とする本格的転作を両立させた、生産性の高い水田農業の確立に向けた取り組みを推進しております。また、本市の主力作物であるさくらんぼについては、新たなブランド品として紅秀峰を奨励し、主産地として「紅秀峰の里さがえ」を目指し、「小規模畑地化整備支援事業」を導入して、市内全域への新規植栽を推進してまいります。

稲作の振興につきましては、清流寒河江川のきれいな水に恵まれたおいしい・売れる米づくりの推進と、水稻直播種栽培の推進による生産コスト低減などにより、稲作経営の安定化を目指してまいります。本年度は、補助事業である「米づくり総合支援事業」により水稻直播種機械や無人ヘリコプターの導入整備及び、「農業経営構造対策事業」によるミニライスセンターの施設整備を行ってまいります。米の生産調整につきましては、平成16年度から生産目標数量の配分を行っており、本年度は、前年より8トン多い17,424トンが配分されたところであります。

その推進につきましては、生産者の取り組みが円滑かつ確実に実施され農業経営の安定化が図られるよう、引き続き、「水田農業経営確立対策事業」により転作物の団地化に対して助成を行ってまいります。そして、大豆・枝豆・ねぎ・アスパラガス・花木の重点品目を中心とした転作物の生産振興を図り、収益確保を目的とした転作から本作への取り組みを推進してまいります。

果樹園芸の振興につきましては、これまで補助事業等により積極的に施設整備を推進してまいりました。本年度は、補助事業である「さくらんぼ生産拡大緊急対策事業」による雨よけハウスから無加温ハウスへの改良及び、「園芸産地拡大強化支援事業」による園芸農業の施設化・機械化等の整備を、引き続き実施してまいります。そして、消費者や流通市場ニーズを踏まえた販売計画の構築など、競争力に強い寒河江型農業の経営基盤強化を図ってまいります。

畜産の振興につきましては、市内においても飼養戸数、飼養頭羽数とも減少するなど厳しい経営環境にあり、

このような環境の変化に的確に対応できるよう、畜産経営の安定向上と良質堆肥の生産供給を推進してまいります。また、葉山高原牧場については、指定管理者制度を導入し効率的な運営を図ってまいります。

中山間地域の農地の保全については、農業生産活動等の継続により国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されております。しかし、担い手の高齢化等により耕作放棄地が増加してきており、多面的機能の低下が特に懸念されております。そのため、農業生産条件の不利を補正する、新たな「中山間地域等直接支払制度」を導入し、農道・水路の整備及び農作業の受委託推進等による農地の保全を支援してまいります。

担い手の育成については、農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、認定農業者や集落営農組織など、地域の農業を守る担い手の育成・確保が大きな課題となっております。そのため、本市においては、広域農業活性化センター、村山地域農業担い手支援センター、農協、農業委員会、土地改良区等の関係機関・団体と連携をとりながら、地域における話し合いを進め、農用地利用改善組合の組織化を一層推進してまいります。また、担い手への農地集積による規模拡大を推進し、農業経営の安定と効率化を図ってまいります。

農産物の安全・安心については、消費者の関心が年々高まっており、引き続き、「さがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議」において、安全防除指導や安全確認の徹底、広報宣伝活動など、安全安心な農産物産地としての取り組みを継続してまいります。また、地産地消運動の推進やトレーサビリティシステムの一層の展開などにより、消費者や市場に信頼される産地づくりを推進してまいります。

土地基盤整備事業につきましては、県営土地改良事業として、「寒河江中央地区農免農道整備事業」、「留場地区中山間地域総合農地防災事業」、「二ノ堰第2地区地域用水環境整備事業」、「葉山の里地区中山間地域総合整備事業」、「鹿島石持地区畑地帯総合整備事業」を積極的に推進してまいります。また、新規の県営事業といたしましては、昨年度完了した寒河江川下流地区国営かんがい排水事業により造成された、基幹水利施設である昭和堰頭首工、高松堰頭首工、昭和堰幹線水路の一部、中央管理所の機能を適正に発揮させるための「寒河江川下流地区基幹水利施設管理事業」及び、転作田の排水不良な圃場に暗渠排水等を整備する「寒河江西部地区地域水田農業支援緊急整備事業」を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。

次に、新たな観光産業の創出について申し上げます。

観光は、総合産業として雇用確保や経済効果が期待されており、引き続き、関係機関や団体と連携しながら、観光客の増加、宿泊・滞在型観光の推進に努めてまいります。本市が有する全国ブランドのさくらんぼ、チェリーランドや慈恩寺、寒河江温泉、周年観光農業、さらには花咲かフェアなどの優れた観光資源にさらに磨きをかけ、受け入れ体制の整備を図りながら情報を発信し、全国から集客できるよう取り組んでまいります。

特に、本市観光のブランド力を拡大するため、「紅秀峰の里さがえ」の構築や「温泉のまち寒河江」としてのイメージアップに取り組んでまいります。また、近隣市町や県内はもとより南東北などとの連携により、広域観光ルートの情報発信に努め、四季を通じた誘客を進めてまいります。さらに、歴史、文化型観光として広域的に進められている「雛のみち」や寒河江駅を基地にJRなどと進める「駅長オススメの小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、市街地観光への積極的な誘客を引き続き実施してまいります。また、寒河江温泉配湯50周年を迎え、節目の年に当たることから、新商品の開発が検討されるなど、温泉を基点とした滞在型観光をより一層推進してまいります。また、新たな観光資源の発掘にも取り組むとともに、物産の振興にも努めてまいります。

祭り・イベントは、市民意識の高揚や連帯感を醸成し、本市の活性化にも大きな役割を果たしており、また、観光誘客や地域情報の発信の上でも極めて有効であります。春から始まる桜まつりやつつじまつり、初夏のさくらんぼ祭り、そして秋には神輿の祭典をメインとする寒河江まつりを、四季のまつりとして開催しており、これに加え、最上川に親しむ「最上川フェスタ」、寒河江川に遡上する鮭を活用しての鮭まつりなど、地域の特性を

生かし、特色ある多様な祭りやイベントを開催し、交流人口の拡大に資してまいります。

チェリークア・パーク事業については、寒河江サービスエリアスマートインターチェンジにより高速道路から直接車の出入りが可能となる利便性を活かしながら、広域滞在型観光拠点施設として、本年も積極的に事業者の誘致等を推進してまいります。

次に、活力ある工業の振興と雇用の創出について申し上げます。

工業の振興は、地域経済の進展、活力あるまちづくり、若者の定住促進等を図っていく上で大変重要であり、引き続き、県内外からの積極的な企業誘致を進めるとともに、地場産業育成、販路拡大事業等に取り組み、雇用の場の確保に努めてまいります。企業経営の安定化と基盤強化に資するため、本年度も、市中小企業振興資金融資制度や市産業立地促進資金融資制度を継続するとともに、制度資金等に対する保証料補給を行ってまいります。また、勤労者生活安定資金貸付制度を継続して行い、市内勤労者の生活安定に資してまいります。活力ある工業の振興を図るためには、人材育成は大変重要なものであり、そのため、経営研修や技術交流プラザを拠点とした各種研修、技能講座を充実して実施するなど、企業の人材育成事業を支援してまいります。高校生を対象に市内事業所で実施しているインターンシップ事業は、生徒、学校、企業から高い評価を得ており、関係機関と連携を図りながら引き続き実施し、就業意識の向上や就業機会の拡大に努めてまいります。

若者定住と雇用の場の確保を図るとともに、活力あるまちづくりや地域経済の活性化のため、寒河江中央工業団地整備と企業誘致を推進してまいりました。本年も引き続き、雇用の創出に向け、優良企業の誘致活動を県内外へと積極的に進めてまいります。

次に、人行き交い、賑わいある商業の振興について申し上げます。

商業は、消費者の利便性を高め就業の場を創出するなど、地域の活性化に大きな役割を担っており、一層の振興を図る必要があります。フローラ・SAGA Eは、中心市街地の活性化やにぎわいづくりの核となる施設として、また、買い物や文化活動など、気軽に利用し交流できる多目的施設として親しまれております。引き続き、商店街や各種団体と連携しながら、「痛快！！ど真ん中市」や各種イベントを定期的で開催していくとともに、機能充実や利活用の促進を図りながら、商業の振興や中心市街地活性化に資してまいります。また、商店街などと連携して、花みずき祭り、ホクホク券事業などのイベントを実施しにぎわいを創出しながら、商業の振興を図ってまいります。さらに、各関係機関とより一層の連携を図りながら、店舗の誘致や個店の魅力向上・情報発信の強化などに努め、中心市街地の活性化や本市商業の活性化を図ってまいります。

次に、地域経済の活性化と新たな産業の創出について申し上げます。

少子化、高度情報化など社会経済が大きく変化するなかで、市民生活や地域経済を支えるさまざまな産業の分野において、新たなビジネスやサービスが期待されており、これら新分野進出や新事業創出の促進をはかるため、関係機関や団体と連携しながら、情報の収集や提供、相談業務をはじめ、研修事業などを進めてまいります。

第4に、「いきいきと健康で安心できる地域社会の創造」について申し上げます。

生涯にわたって生きがいを持ち、健康であることは誰もが願うことであり、すべての人がともにいきいきと生活できる豊かな地域社会の創造が求められております。そのため、ハートフルセンターを拠点に保健、福祉、医療の一貫したサービスを提供し、健やかな成長と生きがいのある地域社会、生涯を通して健康で明るい生活の実現に向けたまちづくりを行い、健康長寿社会の形成を推進してまいります。また、少子化の進行により、親子関係や友人関係の変化、保育関係施設への入所児童の低年齢児化の進行など、市民ニーズの変化に対応した子育て支援が求められていることから、今後は「子どもすこやかプラン」に基づき、次世代を担う寒河江の子供たちの健やかな成長をより一層支援してまいります。

昨年度は、保育環境の変化とふえ続ける保育需要、多様化する保育ニーズに対応するため、子育て支援の中核

施設である市立保育所の全てにおいて、12時間保育を実施し幼児の受け入れを行ってまいりました。引き続き、延長保育や障害児保育の実施及び保育所の地域開放、地域交流事業を実施し、保護者が安心して働くことができる環境の整備に努めてまいります。さらに、子育て支援センターやファミリーサポートセンターとの連携を強め、子育て支援体制の強化や、認可外保育施設が実施する乳幼児の受け入れと延長保育事業などに対する支援、放課後児童対策としての学童保育クラブの充実など、多様なニーズに対応する保育基盤の強化や支援策の充実を図ってまいります。また、児童虐待における児童相談機能の強化や、妊産婦や乳幼児の訪問指導をさらに充実し、より一層の児童虐待予防に努めてまいります。

次の世代を担う乳幼児の健全育成や育児支援を推進する上で、母親の心身の健康が重要であります。今年度から、母親のうつ状態の早期発見による早期支援を図るため、チェックリストを活用した育児支援を推進していくとともに、母親に対するがん検診や人間ドックの受診を積極的に進めてまいります。また、全乳児への訪問指導や乳幼児健康診査や育児に関する健康教室・育児相談事業などの充実、乳幼児期の健康な歯づくりに対する支援強化のほか、新たに乳幼児等予防接種の広域化を推進してまいります。

介護保険制度は、6年が経過し定着してきましたが、国では、これまでの実績を検証し、予防重視型への転換など大幅な見直しが行われ、一部については、昨秋、前倒しで実施されましたが、本年4月から新たな取り組み等が施行されることとなります。本年度は、この制度改正を受けて策定した、平成18年度から20年度までの「第3期介護保険事業計画」に基づき、要介護認定者等が制度を有効に活用し、安心して生活できるよう、より一層質の高い介護サービスを提供するとともに、介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。また、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として新たに設置される「地域包括支援センター」の機能を充実し、高齢者に関する様々な相談に対応するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象にした介護予防等の地域支援事業を積極的に取り組んでまいります。要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域において、尊厳を保ちながら生活ができるよう、多様なサービスの利用が可能になる「地域密着型サービス」に努め、要介護高齢者の在宅生活を支援してまいります。

急速に進展する高齢社会において健康で明るい生活を送るためには、生活習慣病やこれに起因する認知症や寝たきりなど加齢に伴う要介護状態になることを予防し、健康寿命の延伸につなげることが重要であります。そのためには、青年期や壮年期の若い世代からの取り組みが必要であることから「健康さがえ21」に基づき、市民の健康づくり活動に対する援助や支援をさらに強化してまいります。また、転倒骨折予防教室や認知症介護教室、筋力アップなどの運動指導事業などをさらに充実するとともに、今年度は「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」の三項目を重点に啓発活動を強化してまいります。さらに、一日人間ドックをはじめとした健康診査を引き続き実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、高齢者のインフルエンザ予防接種増加対策などに取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、利用者本位のサービス提供を図るため、これまで支援費制度等による福祉サービスを実施してきましたが、本年4月から新しく障害者自立支援法が施行され、国の障害保健福祉施策が大きく改革、再編成されることとなります。

本年度は、こうした国の動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を図るために、障害者自立支援法に基づく第1期障害福祉計画を策定し、福祉サービスの充実を図るとともに、これまで実施してきた障害者の自立や在宅生活の支援サービスを継続しながら、手話通訳や要約筆記などのボランティアの養成により、社会参加を一層促進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせるよう、障害者福祉の推進に努めてまいります。

生涯にわたって健康で安心な明るい生活を送ることは、すべての市民の願いであり、また個々の市民の幸福にとどまらず、社会全体の活力維持のためにも強く求められ、スポーツの果たす役割はますます大きなものとなっ

てきております。そのため、市民一人一人が体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」を合言葉に、寒河江市総合スポーツクラブ・「アスポーツさがえ」が設立されました。今後、クラブの発展、充実のための支援をしていくとともに、スポーツ団体の育成や指導者の養成、スポーツ教室・講習会の開催等を通して、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

また、指定管理者となる財団法人寒河江市体育振興公社と連携を図り、スポーツ教室等の開催やこれまで以上の利用者に対するサービス向上、迅速かつ効率的な管理運営を行い、利用しやすい施設管理に努めるとともに、スポーツ施設の整備充実に取り組んでまいります。

寒河江市立病院につきましては、市民の健康を守る中核施設として施設・設備の拡充を進め、診療機能の充実を図ってきました。本年度は、医療機器の計画的な更新や医療従事者の充実などにより、診療水準の一層の向上を図るとともに、地域内の医療機関との機能分担と連携強化等により、公的医療機関として地域医療の充実に努めてまいります。

第5に、「市民自らの手による地域社会の創造」について申し上げます。

美しく潤いあるまちづくりを推進するため、自主性、独自性が求められており、引き続き、ボランティア活動やグラウンドワークを推進し、市民自らの創意工夫と実践による地域社会の創造を推進してまいります。これまでも、市民参加のフラワーロード整備事業や花いっぱいまちづくり推進事業などによる環境美化の推進、グラウンドワークによる公園整備や管理、さがえ街路樹育て隊による街路樹管理の拡大等、積極的なボランティア活動やグラウンドワーク活動が行われております。

また、ボランティア活動は、花咲かフェアなどの各種イベントや福祉事業においても、多くの方から協力をいただいているところであります。ボランティアの皆さんの、寒河江らしいおもてなしの心は、花咲かフェアや神輿の祭典など、各種イベントに訪れた方々にぬくもりと感動を与え、活気ある寒河江の姿をごらんになっていただいたものと思っております。

ボランティアの輪は年々拡大しており、各方面、各分野において活発な活動が行われております。福祉関係につきましては、本年度もボランティアフェスティバルを開催するとともに、情報誌の発行や養成講座などを実施し、ボランティアの育成と意識の高揚に努め、今後とも、だれでも、いつでも、参加、活動でき得る環境づくりに努めてまいります。

今後、さらに協働のまちづくりを進めていくため、市民・企業・行政がパートナーシップを組み、互いに連携、協力し合いながら、環境美化や自然の保全、イベントや祭りの開催など、元気なまちづくりを行ってまいります。

地域特性を生かした魅力ある地域づくりを構築するためには、市民自らが責任を持ち、参加するという自治意識を持つことが重要になります。地域住民一人一人が、まちづくりの目標に向かい、地域が一体となってまちづくりを推進する地域力を高めていくため、地域活動の拠点となる地区公民館や分館の整備を実施してきたところであります。最も身近な地域学習活動の拠点施設となる分館につきましては、新築事業やトイレ水洗化工事に対する助成など、地域の社会活動拠点整備を進め、地域の人々の連帯感や助け合いの心を大切にし、地区民の主体的・自主的な地域活動を推進し活性化を図ってまいります。

安全安心な地域づくりについて申し上げます。

交通安全対策につきましては、市民のとうい命を交通事故から守るため、計画的な交通安全施設の整備を図るとともに、子供からお年寄りまで、すべての世代を対象にした交通安全教育を実施し、さらに関係機関団体と緊密な連携を図りながら、安全意識の啓発及び交通事故防止活動を推進してまいります。

防犯対策につきましては、小中学生に対する不審者の声かけや振り込め詐欺の被害が少なからず発生している

ことから、防犯情報をタイムリーに伝達するため、警察やPTAなど、関係機関団体からなる「安全・安心ネットワーク」を構築し、犯罪の未然防止を図ってまいります。また、市防犯協会各支部及びPTA等を中心とした「子供見守り隊」については、巡回パトロールなどの強化拡大を図るため、地域の防犯活動に対する支援を行い、市内全域でのきめ細かな活動を展開してまいります。

消防防災対策といたしましては、防火水槽や小型動力ポンプ、消火栓など消防施設の計画的な整備を進めてまいります。本年度については、白岩地区の自動車ポンプ庫の移転新築や柴橋地区への小型動力ポンプ積載車の配備により、消防力の一層の充実強化を図ってまいります。また、地域における防災訓練の実施や自主防災組織の組織化の拡大、及び消防団員の消防技術の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりに努めてまいります。

廃棄物処理対策につきましては、現在、寒河江市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行っているところであり、この計画に基づき、適正かつ効率的な収集運搬を行ってまいります。そのほか、生ごみ処理機購入や集団資源回収活動に対する助成等により、ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、ごみのポイ捨てや粗大ごみの不法投棄防止の啓発に努め、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

第6に、「21世紀を担う人材の育成」について申し上げます。

社会環境が目まぐるしく変化する中であって、新しい寒河江を背負って立ち、新時代を切り開いていく人づくりを目指し、美しく豊かで元気な心を育てていく必要があります。次代を担う21世紀にふさわしい「人づくり」を確実に推進するため、教育委員会において教育振興計画を策定することとし、本市の特色ある「人づくり」教育の方向性を明らかにしながら、新しい教育の流れに的確に対応してまいります。

明日の寒河江市の発展を担う人材を育成するためには、郷土を愛し、社会の変化に主体的に対応できる資質を子どもたちに育てていくことが大切となります。そのため、「かかわりの中で心と体を育み、学び伸びていく児童生徒の育成」を目指して、心の教育や道徳教育、国際理解教育、教育相談機能及び特殊教育の充実、コンピュータ等を活用した情報教育などに重点的に取り組んでまいります。さらに、学習指導要領のもと、教育活動全体の中で「豊かで確かな学び」を育むことを目指し、地域や家庭と連携した「開かれた学校づくり」を積極的に展開するとともに、教職員の意識改革と資質向上が図られるよう市教育研究所等での研究・研修活動を推進してまいります。また、地域との密接な連携のもと、子供たちにとって安全で、安心して学べる教育環境づくりに努めてまいります。

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められている現在、人々が生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指していくことが重要であります。これらの学習需要に的確に対応していくため、生涯学習講座開設や学習情報提供などを行いながら、学ぶ環境づくりの支援や、感性豊かな心の教育の推進に努めてまいります。明るく、住みよい、魅力あるまちづくりを推進するため、郷土愛に満ちた創造力と行動力のある人材育成が肝要であり、生涯学習支援事業やまちづくり出前講座事業などを実施するとともに、各年代に対応した生涯学習講座開設や学習情報提供などを行いながら、市民一人一人の生涯を通じた自主的、自発的な学習活動の支援に努めてまいります。本年度は、生涯学習の拠点施設として市民のニーズに合った図書資料等の整備を計画的に進めるとともに、図書館こどもまつりや「図書館フェア」の開催を実施してまいります。また、年間を通した「ブックテーマコーナー」の実施、展示ホールを活用した市民ギャラリーとしての生涯学習活動の場として広く市民に開放するほか、ボランティア団体との連携による定期的お話を開催してまいります。また、衛星放送による「子ども放送局」を実施するほか、乳幼児期からの絵本との出会いを支援するため、乳幼児健診時に出張して貸し出している「絵本の部屋」の充実を図るなど、読書普及の推進に努めてまいります。

国際社会に対応した地域と人づくりとしては、国際理解教育や外国語指導助手の配置など、多くの子どもたち

が国際理解と外国文化に触れる機会を提供してまいります。また、国際結婚や研修等により本市に在住する外国人が、安心して快適な生活ができるよう、暮らしのガイドブックの発行や交流親睦の場を提供してまいります。さらに、引き続き、村山広域圏において在住外国人の子供を対象とした日本語教室への支援を、山形市や天童市、上山市など、4市2町との連携を図りながら実施してまいります。

第7に、「自らの責任で自立した市政をめざす」について申し上げます。

本市の行財政運営に当たりましては、先に述べましたように、自立した効率的で生産性の高い行財政運営を市民と一体となって進めていくため、新たに策定した寒河江市行財政改革大綱に基づき、「市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立」を目指してまいります。

財務会計システムにつきましては、いよいよ本格的な稼働が行われることとなり、より正確で効率的な財務事務の執行を図っていくものであります。また、システムの導入に合わせて、職員へのパソコンの配置と本庁舎と各出先機関を通信回線で結ぶコンピュータネットワークの整備が行われており、これらの情報通信機器を活用し、事務の効率化を図ってまいります。

また、市政に関する情報の提供につきましては、市民との情報の共有を図る上で、本市が取り組んでいる各種施策等について広く市民に周知するため、市報やインターネット等による情報の提供がより重要となるものであります。特に、近年の情報通信技術の普及が目覚ましいことから、市のホームページをさらに見やすく充実を図り、各種ダウンロードサービスの拡大や市例規集をホームページ上から閲覧できるよう整備を進めてまいります。

新聞社と提携しながら、週に一度本市情報を電子メールによって提供する「ふるさとだより」については、県内はもとより首都圏を中心に全国に広がり、登録者数も430人を超え好評を得ており、引き続き、本市情報を積極的に発信してまいります。

以上、平成18年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げたところであり、新たな第5次寒河江市振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様のご御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

○新宮征一議長 日程第55、議案説明であります。

市長から案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、議第2号平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、柴橋日田線整備事業負担金等を減額するほか、小中学校3校のアスベスト対策費、高利率市債の繰上償還金などを追加するものであります。

その結果、6,260万1千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ137億2,645万7千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第2款総務費は電子計算機システム賃借料2,404万7千円を減額するのが主なものであります。

第3款民生費は、知的障害者居宅生活支援費131万3千円を追加するのが主なものであります。

第4款衛生費は、健康診査委託料1,200万円を減額するのが主なものであります。

第6款農林水産業費は、園芸産地拡大強化支援事業費補助金888万3千円を減額するのが主なものであります。

第8款土木費は、柴橋日田線整備事業負担金2,572万5千円を減額するのが主なものであります。

第9款消防費は、西村山広域行政事務組合消防費分担金492万6千円を減額するのが主なものであります。

第10款教育費は、小中学校3校のアスベスト対策費として1,404万4千円を追加するのが主なものであります。

第12款公債費は、高利率市債の繰上償還金3,626万7千円を追加するものであります。これらの歳出予算に対する歳入については、繰入金1億9,733万3千円などを減額し、財産収入4,830万3千円、市債1億1,100万円等を追加し、対応することとしました。

第2表、地方債補正については学校整備事業債を追加するほか、減税補てん債ほか3事業債の限度額を変更するものであります。

第3表、繰越明許費については、アスベスト対策に係る小学校整備事業、中学校整備事業の年度内完成が不可能なために翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議第4号平成18年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

国は、平成18年度予算において2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化及びデフレの克服、民需主導の持続的経済成長の実現を図るため、小さな政府の実現に向け、従来からの歳出改革路線を堅持、強化するとしております。また、国の地方財政計画では、地方税、地方交付税などを合計した一般財源は前年度を上回って確保するとしたものの、税財源の遍在化に伴う税収の伸び悩みや基金などの積立金の減少、増加の一途を続ける社会保障費への対応などで、深刻な財源不足が続いているところであります。

平成18年度本市一般会計予算は、平成18年度を初年度とする第5次振興計画と行財政改革大綱を基本に、これまでの行政のあり方を見直し、民間にできることは民間にゆだね、市民と行政が連携し、活力あふれる協働のまちづくりを推進することを目標に編成したところであります。そのための事業として、木の下土地区画整理事業、ほなみ団地の造成と、市街地と事業区域を結ぶ下釜山岸線整備に本格的に取り組むこととしたほか、県の推奨さくらんぼ品種、紅秀峰の増植をはじめとする果樹園芸農業の振興、陵西中学校の大規模改修に向けた基本計画調

査、3地区における公民館建設の補助、さらには本市のシンボル事業となった花咲かフェアINさがえなど、市発展に必要な事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成18年度一般会計の規模は136億7,000万円で、平成17年度と比較して3.9パーセントの増となりました。その要因は、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業事業負担金の発生や木の下土地区画整理事業の本格的な取り組みなどによるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率は、平成17年度当初予算対比であります。

歳入予算の第1款市税については、定率減税の縮減により個人分が増収となることから、市民税は4.3パーセントの増、固定資産税は平成18年度が評価がえの年に当たることから、3.7パーセントの減を見込み、全体では0.2パーセント減の47億6,358万9千円を計上しました。

第2款地方譲与税は、児童扶養手当給付費負担金などが新たに一般財源化されたことに伴い所得譲与税を倍増と見込んだことから、49.9パーセント増の4億8,150万円を計上いたしました。

第3款利子割交付金は、地方財政計画を踏まえ、34.1パーセント減の890万円を計上しました。

第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金は、平成17年度の決算見込みなどを踏まえたものであります。

第6款地方消費税交付金は、消費動向等を勘案し、0.4パーセント増の4億3,190万円を計上しました。

第7款自動車取得税交付金は、地方財政計画等を踏まえ、1.8パーセント増の7,740万円を計上しました。

第8款地方特例交付金は、定率減税縮減に伴う減の影響が大きく、16パーセント減の1億2,430万円を計上しました。

第9款地方交付税は、3.7パーセント減の36億4,000万円を計上しました。

第13款国庫支出金は、移動通信用鉄塔施設整備事業が終了したことや児童扶養手当給付費負担金等が一般財源化されたことから、19.8パーセントと大幅減の5億5,997万6千円を計上しました。

第14款県支出金は、児童手当負担金等が増額となったことから、1.6パーセント増の5億4,526万6千円を計上しました。

第17款繰入金は、12.3パーセント増の6億3,875万1千円を計上しましたが、主なものは財政調整基金から5億3,000万円、減債基金から1億円であります。

第19款諸収入は、平成17年度の産業立地促進資金の貸付額が伸びたため、14パーセント増の7億4,796万円を計上しました。

第20款市債は、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業負担金やまちづくり交付金事業などに市債を充当することにしたことから、平成17年度を大幅に上回る11億4,940万円を計上しました。その内訳は、投資的事業充当分が5億4,670万円、地域総合整備資金貸付事業債が1億3,000万円、臨時財政対策債が3億8,700万円などであります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の選択と事業費の精査を行うとともに、指定管理者制度の導入や退職職員の不補充、特別職給料及び一般職の管理職手当の削減を実施するほか、事務事業、補助金、負担金の見直しなど、経常経費を厳しく抑制しました。

性質別に申し上げますと、人件費は5.4パーセント減の29億1,290万円を計上しました。

物件費は、徹底した事務事業の精査を行い、4.7パーセント減の15億4,452万5千円を計上しました。

維持補修費は、施設の老朽化が進んでいるものもあることから、昨年と同程度の1億9,684万7千円を計上しました。

扶助費は、児童手当支給対象が小学校3年生から6年生まで拡大されたことなどから、6.5パーセント増の11億6,537万7千円を計上しました。

扶助費等は、事務事業の見直しや補助、負担金事業の終了などにより4.3パーセント減の16億2,184万円を計上しました。

投資的事業は市民が真に必要とし、将来の発展につながるとともに、協働のまちづくりに欠かせない事業に優先的に取り組むこととしました。

主な事業としては、総務費ではコミュニティ助成事業に1,500万円を計上しました。

民生費は、学童施設改修補助に350万円、保育所整備事業に706万円、浄化槽設置補助事業に573万9千円を計上しました。

農林水産業費は、寒河江川下流地区かんがい排水事業負担金に5億635万6千円、園芸産地拡大強化支援事業に1,662万6千円、小規模畑地化整備支援事業に1,707万3千円、農業経営構造対策事業に3,486万5千円、さくらんぼ生産拡大緊急対策事業に600万円を計上しました。

土木費は、木の下土地区画整理事業に2億558万5千円、最上川寒河江緑地整備事業に5,000万円、都市計画道路下釜山岸線整備事業に1,000万円、その他道路改良、側溝整備、交通安全施設整備、用悪水路整備に合わせて4,012万5千円を計上しました。

消防費は、自動車部ポンプ庫整備事業に1,554万6千円、消防ポンプ自動車更新事業に1,600万円を計上しました。

教育費は、小中学校の施設整備事業に1,150万円、公民館整備補助事業に1,534万円を計上しました。

この結果、投資的事業の総額は87.6パーセント増の11億7,712万4千円となりました。

繰出金は、公共下水道事業特別会計に8億5,065万3千円、国民健康保険特別会計に2億2,572万4千円、老人保健特別会計に3億4,179万3千円、介護保険特別会計に3億8,033万5千円を計上しました。

第2表は、減税補てん償等11億4,940万円の地方債の限度額を定めるものであります。

また、短期融資を受ける一時借入れの最高額を20億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第5号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、衛生的で快適な生活環境のための社会基盤であり、良好な水環境の保全や地域定住の促進などを図るために、計画的な整備が強く求められております。本市の生活排水処理については、生活排水処理施設整備計画に基づき事業推進を図っているところであり、普及率などの向上を目指し、事業内容の精査と経費節減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ24億8,970万7千円で、前年度当初予算と比較して2億3,924万円の減額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、公共下水道管渠建設費7億5,920万円、浄化センター管理費1億9,533万8千円、浄化センター建設費2億9,800万円、公債費11億2,454万6千円であります。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金7,534万5千円、使用料及び手数料4億6,967万2千円、国庫支出金3億9,220万円、一般会計繰入金8億5,065万3千円、市債6億7,980万円であります。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給などの債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものであります。

次に、議第6号平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度簡易水道事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ950万7千円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、一般管理費312万2千円、公債費635万5千円であります。

歳入予算の主な内容は、水道使用料484万円、一般会計繰入金466万5千円であります。

次に、議第7号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度を再構築するために、平成14年度に医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針を、さらに昨年12月には医療制度改革大綱を策定し、医療制度の構造改革を推進することとしています。本市の国民健康保険特別会計は、被保険者数は緩やかな増加傾向にありますが、保険給付費の増加に加えて老人保健拠出金の増加により、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で国民健康保険税については、保険給付費などの費用に見合う必要額を確保するため、あらかじめ給付基金の取り崩しを見込みながらも、なおかつ財源不足が見込まれる額について税率改正で対応しようと予算計上しております。

平成18年の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億5,124万円で、前年度当初予算と比較して1億1,699万3千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費25億7,239万1千円、老人保健拠出金5億6,582万6千円、介護納付金2億2,061万円、高額医療費共同事業拠出金6,442万7千円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が11億9,913万3千円、介護納付金分が1億90万3千円で、国庫支出金9億7,357万5千円、療養給付費交付金7億318万8千円、県支出金1億4,787万3千円、一般会計繰入金2億2,572万4千円、給付基金繰入金1億1,727万8千円あります。

次に、議第8号平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成18年度老人保健特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ43億2,006万1千円で、前年度当初予算と比較して6億1,358万7千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、医療諸費43億835万4千円、歳入予算の主な内容は支払基金交付金23億1,702万6千円、国庫支出金13億2,856万9千円、県支出金3億3,186万7千円、一般会計繰入金3億4,179万3千円あります。

次に、議第9号平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険制度は、国において見直しが行われ、予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターの設置など、制度全般にわたる改正がなされました。

平成18年度の介護保険特別会計は、このたびの制度改正を踏まえ、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億8,839万3千円で、前年度当初予算と比較して4,263万3千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費9,156万2千円、介護サービス等諸費19億5,536万5千円、介護予防サービス等諸費1億4,768万5千円、特定入所者介護サービス等費7,761万6千円あります。

歳入予算の主なものは、介護保険料3億8,860万6千円、国庫負担金3億9,392万7千円、国庫補助金1億3,800万6千円、支払基金交付金6億8,998万1千円、県負担金3億2,584万8千円、一般会計繰入金3億8,033万5千円であります。

次に、議第10号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度は、延べ183回の審査判定会議の開催を見込み、円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,460万5千円で、前年度当初予算と比較して375万9千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会運営費2,450万5千円であります。

歳入予算の主な内容は、分担金及び負担金1,563万8千円であります。

次に、議第11号平成18年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成18年度財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ75万9千円とするものであり、前年度当初予算と比較して9千円の増額となっております。

次に、議第12号平成18年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度の市立病院事業会計予算は、診療体制の充実を図り、地域の医療ニーズに的確に答えるべく編成したところであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量は病床数160床で、年間患者数を入院患者4万6,720人、外来患者7万9,625人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に3,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出の主な内容は、収入総額が28億1,040万3千円で、このうち医業収益は25億7,909万6千円、医業外収益は2億3,130万6千円であります。

支出総額は28億1,040万3千円で、このうち医業費用は27億5,554万7千円、医業外費用は5,315万6千円であります。

第4条の資本的収入及び支出の主な内容は、収入総額が2,762万6千円で、このうち企業債は2,500万円、他会計負担金は262万5千円であります。

支出総額は1億3,457万6千円で、このうち建設改良費は3,000万円、企業債償還金は1億457万6千円あります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億695万円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を2億2,000万円と定めるものであり、第10条はたな卸資産の購入限度額を9億9,800万円と定めるものであります。

次に、議第13号平成18年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度の水道事業会計予算は、安全な良質水の確保と安定供給の維持並びに効率的な事業運営による健全経営を重点目標として編成したものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数1万2,646戸、年間総配水量669万4,000立方メートル、1日平均配水量1万8,339立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出は、収入総額12億6,191万6千円、支出総額12億180万1千円であります。

第4条の資本的収入及び支出は、収入総額1億2,815万2千円、支出総額7億3,106万6千円であり、支出の主なものとしては第4次拡張事業に係る配水管網整備費などの建設改良費5億7,317万4千円、企業債償還金1億5,689万2千円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、6億291万4千円については、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第6条及び第7条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第14号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公職選挙法の規定に基づき、寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成を公営化するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第15号寒河江市課制条例の全部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、組織の再編について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第16号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市移動通信用鉄塔施設の整備に伴い、同施設を使用する電気通信事業者から分担金を徴収するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第17号寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法第58条の2が新たに規定されたことに伴い本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第18号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、非常勤の職員の報酬額の見直しなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革の推進を図るため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当について、引き続き減額しようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定に準じ、給料表及び昇給方法の改定など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革に係る給与の適正化を図るため、職員の特殊勤務手当について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革に係る経常的な経費の節減を図るため、職員の旅費について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市特別会計条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業が、平成17年度で終了するため、寒河江市駅前中心市街地整

備事業特別会計を廃止しようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について及び議第25号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

両案件とも行財政改革を推進するため、受益者負担の原則に基づき公の施設の使用料の見直しについて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、設置が義務づけられた障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、受益者負担の原則に基づき、公の施設の使用料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革による事務事業の見直しに伴い、支給対象者、寿賀祝品等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、受益者負担の原則に基づく公の施設の使用料について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江市慈恩寺観光会館が建築後46年を経過し、老朽化が著しく、安全上などの面から同会館を解体するため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市農村公園に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、寒河江市農村公園の管理委託を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江駅前土地区画整理事業が平成17年度に終了し、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計の出納の整理期間も平成18年5月31日で終期となるため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について及び議第34号寒河江市国民保護協議会条例の制定について御説明申し上げます。

両案件とも武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、寒河江市国民保護対策本部と寒河江市国民保護協議会に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第35号寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

醍醐財産区の管理経費の節減を図るため、当該財産区の管理会委員の報酬を減額しようとするものであります。

次に、議第36号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第37号財産の交換について御説明申し上げます。

市有財産の処分により、歳入の確保を図るとともに、市民プール控室等用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第38号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

チェリークア・パーク整備促進のため、チェリークア・パーク整備用地内に存在する大字寒河江字落衣前の字の区域及び名称を変更するとともに、住民福祉の向上を図るため、本楯三丁目の一部の字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

次に、議第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、平成18年度を初年度とする第7期田代辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、37案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。

国民健康保険特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ35億5,124万1千円と読みましたが、35億5,124万円に訂正させていただきます。

以上です。

散 会 午後 零時00分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。